

令和4年塩尻市議会 12月定例会

総務産業常任委員会会議録

○日 時 令和4年12月14日（水） 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第 1号 塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例

議案第 2号 塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案第 3号 塩尻市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第 4号 塩尻市監査委員条例の一部を改正する条例

議案第 5号 塩尻市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

議案第 6号 塩尻市情報公開条例の一部を改正する条例

議案第 7号 塩尻市個人情報の保護に関する法律施行条例

○出席委員

副委員長	赤羽 誠治 君	委員	牧野 直樹 君
委員	柴田 博 君	委員	丸山 寿子 君
委員	中村 努 君	委員	青柳 充茂 君
委員	横沢 英一 君	委員	篠原 敏宏 君

○欠席委員

委員長 中野 重則 君

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

事務局長	小松 秀典 君	事務局次長	小澤 秀美 君
事務局係長	酒井 千鶴子 君		

午前9時58分 開会

○副委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから12月定例会総務産業常任委員会を開会いたします。
本日は、中野委員長から欠席の届出があり、副委員長が代理で進行を務めますのでよろしく願いいたします。
それでは、審査に入る前に理事者から挨拶があればお願いします。

理事者挨拶

○副市長 改めまして皆さん、おはようございます。本日は大変お忙しい中、総務産業常任委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。御提案を申し上げております議案につきまして、よろしく御審査を賜りますよう、お願いいたします。

○副委員長 ありがとうございます。

それでは、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された案件は、別紙委員会付託案件表のとおりです。また、各議案の審査を行った後、昼食をはさんで午後1時15分から洗馬地区において視察を行います。

それでは、ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言とし、簡潔明瞭な説明、一問一答方式による質問、答弁を心がけていただくよう御協力をお願いいたします。また、発言は必ずマイクを通していただきますようお願いいたします。

議案第1号 塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例

○副委員長 それでは、議案第1号塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○税務課長 議案第1号塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。議案関係資料の1ページをお願いいたします。

1の提案理由ですが、税関係の証明書類のうち、土地建物その他物件に関する証明、いわゆる評価証明書と土地家屋名寄帳の写しの交付に係る手数料の加算措置を見直すことに伴いまして、必要な改正を行うものです。

2の概要ですが、条例中の件数と加算徴収に関する部分を削除するものです。

3の条例の新旧対照表につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

4の条例の施行等につきましては、令和5年4月1日、すなわち令和5年度からとさせていただきます。

資料の2ページを御覧ください。条例の新旧対照表の右側、現行の欄にありますように、別表第1の下に備考として定めていた加算徴収に係る部分を削除するとともに、削除に伴う号ずれを修正させていただきます。

補足説明をさせていただきますと、固定資産税の評価証明書や土地家屋名寄帳の写しは、不動産の相続手続の際に提出を求められることの多い証明書類となります。現行の交付手数料は1件当たり300円となっており、筆数や建物の棟数が複数ある場合には、評価証明書については1筆1棟当たり30円、土地家屋名寄帳の写しについては、2枚目以降は1枚当たり50円の手数料をそれぞれ加算して徴収しております。

この方法の課題といたしましては、郵送申請の際に返信用封筒や定額小為替を郵便局で入手いただきまして、市に送付いただく必要があったことや、最終的におつりが出た場合には、市からおつりに相当する額を切手で返送する必要がありました。こうした手続は、かつては標準的なものではありませんでしたが、ITの進化や社会環境の変化とともに、申請者側また市側にとっても手間と負担のかかる非効率的なものとなりつつあります。本市では10月から、市県民税所得課税証明書や軽自動車税の納税証明書など、一部証明書類の電子申請による交付を開始しておりますが、評価証明書・土地家屋名寄帳の写しの電子申請につきましては、来年4月の開始を予定してい

るところです。

これを機に、筆数や棟数発行枚数などに応じて手数料を加算する従来の方式を改めまして、1回1件当たりの手数料を300円に統一することで、料金体系の簡素化を図り、郵送申請から電子申請による交付への移行を加速させるデジタル・トランスフォーメーション、税務DXを推し進め、申請者の利便性の向上と関係者の負担軽減の両立を図る考えです。

今回の加算徴収廃止に伴う歳入への影響ですが、昨年度の証明書類の交付実績から、評価証明書の加算分は2,184件で、手数料収入は6万5,520円。また、名寄帳の写しの加算分は301件で、手数料収入は1万5,050円であったことから、当該証明書類の減収額は単年度で8万円程度と見込んでおります。

御参考までに県下19市の状況をお伝えいたしますと、昨年夏の段階で、本市同様、手数料の加算措置のある市は、評価証明書においては本市も含め11市、名寄帳の写しについては8市でした。なお、中信3市におきましては、評価証明書、名寄帳写しともに松本市が加算あり、安曇野市が加算なしとなっております。

私からの説明は以上です。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○副委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○中村努委員 この内容を詳しくは存じ上げないので聞きたいのですが、先ほど2,000件程度の申請があったということですが、相続税がかかる方について必要な手続という理解でいいですか。

○税務課長 相続の際に法務局などに、相続登記に必要な書類として提出する必要がある書類です。

○中村努委員 多分、相続税等が発生するような場合は専門家に全部お任せをして、専門家の方がこういう手続をされていると思うのですが、相続税の非課税の範囲内に収まっている方は、特にこういう手続をするのはあまり聞いたことがないのですが、個人的にされているのでしょうか。

○税務課長 相続税の課税非課税に関わらず、法務局に提出を求められる書類であると理解しておりまして、ただ、法務局でその辺の線引きをどのようにしているのかというところが、正直、市側では分かりかねる状況です。

○中村努委員 私はやった覚えがないのだけれど、そういうことなら。それで、このようにそれがなくなるといふことですよ。理解しました。

○副委員長 ほかにありますか。よろしいですか。

それでは、質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副委員長 ないので、採決を行います。議案第1号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副委員長 異議なしと認め、議案第1号塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に進みます。

議案第2号 塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○副委員長 続きまして、議案第2号塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について議題といたします。説明を求めます。

○総務人事課長 それでは、議案第2号塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例です。議案関係資料で説明をいたしますので、3ページをお願いします。

1の提案理由ですが、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、一般職の給与改定のほか、常勤の特別職、議会の議員の期末手当支給割合の改定を行うため、必要な改正を行うものです。

2の概要ですが、一般職の給料月額では、若年層に重点を置いて引き上げるものとしております。また、勤勉手当及び期末手当の年間支給割合を、一般職は100分の10、再任用職員、常勤の特別職、議会の議員は100分の5引き上げ、アからオのように改めるものです。

こちらにつきましては、4ページを御覧いただきたいと思います。一般職及び再任用職員につきましては、勤勉手当に反映させるものでして、1の特定幹部職員以外の職員では、令和4年度の支給割合は、6月に既に100分の95を支給済みですので、12月に100分の10引き上げて100分の105とし、令和5年度では支給割合が同じになるよう、6月、12月、それぞれ100分の100とするものです。同様に、5の常勤の特別職の職員及び議会の議員につきましては、令和4年度は6月で100分の162.5を支給済みですので、12月に100分の167.5とし、令和5年度では6月、12月ともに100分の165とするものです。

5ページからの新旧対照表につきましては、第1条関係では、一般職及び再任用職員の令和4年12月に支給する勤勉手当の支給する割合を改定し、6ページの第2条関係で、令和5年度から勤勉手当の支給割合を改正するものとなっております。同様に、常勤の特別職については7、8ページ、第3条、第4条関係。議会の議員につきましては、9、10ページの第5条関係、第6条関係で改正をするものです。

3ページに戻りまして、条例の施行等につきましては、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものです。ただし、令和5年度以降の勤勉手当、期末手当の支給割合に係る改正起点につきましては、令和5年4月1日から施行するものです。

説明は以上になります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○副委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問ありますか。

○中村努委員 人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定ですが、この引上げについて、どういう勧告があって引き上げられたのか御説明ください。

○総務人事課長 民間との比較に基づく給料改定でして、まず月例給につきましては、民間との給与格差が921円、0.23%あります。それを平均で0.3%、月例給で引き上げるということ。あと、ボーナスにつきましては、民間の支給割合が4.41月で、公務員が現在4.30月ですので、そこを0.1引き上げて4.4月とするものです。

○中村努委員 分かりました。そうすると、ニュース等で流れているような、インフレ手当的なそういう考えとは全然違うという理解でいいですか。

○総務人事課長 はい。恐らく、この勧告が8月に出ておりますので、そこまでは反映していないものと考えております。

○副委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

それでは、質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副委員長 ないので、採決を行います。議案第2号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副委員長 異議なしと認め、議案第2号塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第3号 塩尻市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

○副委員長 続きまして、議案第3号塩尻市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○総務人事課長 続きまして、議案第3号塩尻市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例です。議案関係資料11ページで説明をさせていただきたいと思います。

1の提案理由につきましては、国家公務員に準じて非常勤職員の退職手当の支給要件を見直すことに伴い、必要な改正をするものです。

2の概要につきましては、非常勤職員の勤務日数に係る要件を緩和するものです。

4の条例の施行等につきましては、公布の日から施行するものです。

詳細については、12ページの新旧対照表をお願いしたいと思います。

第2条第2項では、フルタイムの非常勤職員の退職手当支給の要件を定めており、職員みなし日数の規定を加えるものです。現在の要件として、月18日以上勤務する月が引き続き12月を超えることとしておりますけれども、月18日以上要件について、そもそも平日の日数が少ない場合、考えられるのは2月ですとか、ゴールデンウィークのある5月とかになろうかと思っておりますけれども、そういったときに、そもそも平日の日数が少ない月の場合ですと、勤務指定日自体が少なく、そのことにより要件を満たせないといった不利益が生じるために、平日が20日に満たない場合につきましては、当該満たない日数を要件である18日から控除するものです。13ページにつきましても、同様の改正をするものです。

なお、これらの規定はフルタイム会計年度任用職員を想定しておりますけれども、現在、本市におきましては該当する職員がいないために、改正による影響は生じないものと分かっております。

14ページ、塩尻市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、昭和38年の改正条例の不足について規定を整理するもので、新条例第2条第2項とあるものを、塩尻市職員の退職手当に関する条例第2条第2項とするものです。

説明は以上となります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○副委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○柴田博委員 該当する方がいないということですが、この18日に満たない月があった場合には、今ま

でだと、どういう措置になっていたのか、その辺をもう少し説明してください。

○総務人事課長 この場合は、対象外という扱いをしておりました。

○柴田博委員 対象外になるとどうなるわけですか。

○総務人事課長 対象外ですので、出ないということになります。

○柴田博委員 その月の分は出ない。

○総務人事課長 そういうことになります。

○柴田博委員 それを今度は、例えば日数が18日だったら2日分引いて16日出てればいいという、そういうことですか。

○総務人事課長 そのとおりです。

○柴田博委員 いいです。

○副委員長 ほかにありませんか。

それでは、質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副委員長 ないので、採決を行います。議案第3号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副委員長 異議なしと認め、議案第3号塩尻市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第4号 塩尻市監査委員条例の一部を改正する条例

○副委員長 続きまして、議案第4号塩尻市監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○監査委員事務局長 それでは、議案第4号塩尻市監査委員条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。議案関係資料15ページから17ページを御覧いただきたいと思っております。

このたびの条例改正につきましては、令和4年10月11日、塩尻市議会から、監査委員を議員のうちから選出しないことについての提言を受けまして改正するものです。

これまでの議員選出監査委員の選任につきましては、監査委員は識見を有する者及び議員のうちからこれを選任するという規定になっておりましたが、平成29年6月9日に交付されました地方自治法等の一部を改正する法律によりまして、議員のうちから選出する監査委員の選任の義務づけが緩和され、条例で、議員のうちから監査委員を選任しないことができるという規定が加えられ、各自治体の判断により選択できるようになりました。つきましては、監査体制を見直すことに伴いまして、必要な改正をするものでして、第2条の次に、次の1条を加え、監査委員は議員のうちから選任しないこととするものです。

説明は以上ですが、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○副委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○中村努委員 議員から選任しないということはよく承知をしておりますが、これは条例の上で、現在、議選も含めて3名体制なのですが、その定員のような定めはないのですか。

○監査委員事務局長 地方自治法上は、いわゆる政令で定める市以外の市町村によっては2人とするという規定になっていますが、条例でその定数を増加させることができるという規定になっておりまして、現在、塩尻市の条例は3名という規定を設けております。提言のほうにもありましたが、3人という議会からの御提案もありましたし、監査委員の中からの御意見としましても、2人でも可能なのですけれども、3人のほうが、より監査の機能を強化していく上ではよろしいのではないかという意見も頂戴しておりまして、3人はそのままと考えております。

○副委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○柴田博委員 17ページの対照表で、現行のところに書いてある、議員のうちから選任された委員の報酬のところを削除するだけでは駄目なわけですか。わざわざ第2条の2として、監査委員は議員のうちから選任しないという文言を入れないと有効にならないということですか。

○監査委員事務局長 地方自治法の第196条におきましては、先ほども申しましたが、識見を有する者及び議員のうちからこれを選任するということになっておりまして、ただし書きの規定によりまして、ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができるという規定なものですから、あえて条例でうたわなければいけないということになっております。

○副委員長 よろしいですか。

○柴田博委員 はい。

○副委員長 ほかにありますか。

それでは、質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副委員長 ないので、採決を行います。議案第4号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副委員長 異議なしと認め、議案第4号塩尻市監査委員条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第5号 塩尻市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

○副委員長 続きまして、議案第5号塩尻市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例についての議題といたします。説明を求めます。

○総務人事課長 議案第5号塩尻市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例です。議案関係資料18ページから74ページまでと広範囲にわたりますので、よろしく願いいたします。

1の提案理由につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴いまして、必要な改正をするものです。

2の概要につきましては、定年延長制度導入に伴いまして、10件の条例改正、1件の条例廃止を行うものです。制度の概要といたしましては、(1)として、現在60歳としている定年を2年ごとに1歳ずつ引き上げ、令和13年度に65歳とするもの。(2)として、60歳を役職定年として、非管理監督職に降任する管理監督職勤務上限年齢制を導入し、組織の新陳代謝を図るもの。(3)として、60歳以後、本人の希望により一旦退職し、定年までの間、短時間勤務の職に就くことができる定年前再任用短時間勤務制を導入するもの。(4)として、60歳以後の給料月額を、給料表の7割の額とするもの。(5)として、現在の再任用制度を廃止するものです。

4の条例の施行等につきましては、令和5年4月1日から施行するものです。ただし書きにつきましては、令和5年度に60歳になる職員に対して、現在の59歳の方になりますけれども、今年度中に情報の提供及び勤務の意思の確認を行う必要があることから、関連する規定について、公布の日から施行するものです。

改正の内容につきましては、新旧対照表により説明させていただきます。まず19ページをお願いします。

最初に、塩尻市職員の定年等に関する条例ですけれども、第1条では、定年前再任用短時間勤務職員の任用などの地方公務員法の根拠規定を新たに加えております。第3条では、定年を65歳に改めております。20ページをお願いします。20ページでは、退職を延長できる場合として、知識や経験を必要とする職で、欠員を容易に補充できない場合や、勤務環境等に特殊性があり、容易に補充できず、公務の運営に著しい支障を来す場合などとしており、1年を超えない範囲で勤務させることができるものです。また、管理監督職についても、承認を得ることにより、降任せず、最長3年を超えない範囲で延長することができるもののほか、言い回し等の変更をしております。

21ページでは、第3章として、管理監督職勤務上限年齢制について規定し、役職定年の対象職員降任の手続等を定めております。第6条では、管理監督職の対象は管理職手当の支給を受けている職員とし、第7条では、管理監督職は60歳までとしております。22ページをお願いします。第8条では、降任等を行うに当たっては、適性を有すると認められる職ですとか、管理監督職以外の、できる限り上位の職に降任させるなどとしております。23ページですが、第9条では、役職定年の特例を規定しており、公務の運営に著しい支障が生ずる特別な事由がある場合には、例外的に60歳以降も引き続いて管理監督職に就くことができることとしており、第1項では、1年を超えない期間内としており、第2項で、やむを得ない場合は最長3年までとしているものです。

続いて、25ページ、下から5行目になりますけれども、第4章として、定年前再任用短時間勤務制について規定し、60歳を過ぎた後、定年前までに退職した者を選考により、定年の年まで短時間勤務の職に採用することができることとしております。

続きまして、27ページ、経過措置につきましては、第6項におきまして、2年に1歳ずつ定年を引き上げることを規定し、第8項において、任命権者は、職員が60歳に達する年度の前年度、つまり59歳の年になりますけれども、そのときに、対象職員に対して情報提供及び意思確認を行うこととする規定を設けております。

続きまして、29ページ、第2条関係で、塩尻市一般職の職員の給与に関する条例ですけれども、本則の改正については、再任用制度の廃止に伴う規定の整理のほか、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員など、用語の整理が主なものとなっております。第2条関係は以上になります。

続いて、39 ページ、附則第 2 項では、60 歳以降の職員の給料月額の特例を規定し、適用される給料表の額の 7 割を給料月額とするものです。なお、管理監督職員につきましては、役職定年による降任に伴う減給に加え、7 割措置による減給により、二重の減給処分を受けることになることから、救済措置として、附則第 4 項において、降任前の給与月額の 7 割となるように規定をしております。

続きまして、42 ページ以降につきましては、再任用制度の廃止に伴う規定の整理を行っております。

次に、48 ページ、塩尻市職員の退職手当に関する条例、第 3 条関係です。本則の改正については、法改正による条項ずれ及び用語の整理が主なものとなっております。

61 ページ、附則第 8 項以降につきましては、当分の間、60 歳を過ぎている場合であれば、定年前に退職した者の退職手当につきましては、定年退職の場合と同率で退職手当を支給することとするなど、必要な経過措置を設けるものです。

続きまして、65 ページ、塩尻市職員の分限の手續及び効果に関する条例、第 4 条関係です。こちらにつきましては、降給の種類に、役職定年による非管理監督職への降格に伴う降給を加えるものなどとなっております。

続きまして、67 ページ、塩尻市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例、第 5 条関係です。こちらにつきましては、60 歳以降、給料月額が 7 割に引き下げられることに伴い、規定の整理をするものです。減給期間中に 60 歳になり、給料が 7 割に下がった場合ですけれども、減給額が、実際に 7 割になって支給された額の 10 分の 1 を超えるというケースがあるわけですが、その場合についても、当初の減給額をそのまま維持するというものです。

続きまして、68 ページ、塩尻市職員の育児休業等に関する条例、第 6 条関係です。こちらにつきましては、育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員、これに、60 歳以降、特例により引き続いて管理監督職に就いている職員を加えるものと、用語の整理をするものです。

続きまして、70 ページ、塩尻市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例、第 7 条関係です。こちらにつきましては、再任用制度の廃止に伴い、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に整理するものです。

続いて、71 ページ、塩尻市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例、第 8 条関係です。こちらにつきましては、派遣することができない職員に、60 歳以降、特例により引き続いて管理監督職に就いている職員を加えるものです。

続きまして、72 ページ、塩尻市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び 73 ページ、塩尻市会計年度任用職員の給与等に関する条例、第 9 条と第 10 条関係ですが、こちらは、いずれも規定の整備をするものです。

最後、74 ページ、塩尻市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、昭和 48 年の改正条例の附則について、新条例とあるものを、塩尻市職員の退職手当に関する条例に整理するものです。

長くなりましたが、説明は以上となります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○副委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問ありますか。

○中村努委員 条例の施行等に関してですが、施行は令和 5 年 4 月 1 日からで、公布の日はいつになりますか。

○総務人事課長 議決後になります。12 月 21 日が最終日ですので、そのときになります。

○中村努委員 そうすると、その時点で 59 歳と 60 歳の方がいらっしゃると思うのですが、それは何か関係性はあるのですか。

○総務人事課長 今年度 59 歳の方、来年度 60 歳になる方、この方につきましては、年明けになりますけれども、

ヒアリングというか、こちらから情報提供させていただいて、60歳以後の処遇、給与の関係ですとか、給与が7割になるというお話、あと、退職手当の話だとかポストの話も含めて、そういった情報提供をさせていただくようになります。現在60歳の方についてはそのまま退職となりますので、その方については、再任用なり退職なりという形になります。

○副委員長 よろしいですか。

○中村努委員 分かりました。

それからもう1つですが、再任用の関係で、この施行の日を境に、まだ再任用が続く方と、再任用がなくなる方というのは存在するわけですか。

○総務人事課長 この後は暫定再任用という形で、名前は変わりますけれども、続きます。

○中村努委員 はい、分かりました。

○副委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○柴田博委員 この制度が始まると、2年ごとに1年ずつ延びていくということで、65歳になるまでの間は60歳以上の方がどんどん増えていくわけですが、そうすると、職員定数は多分変わらないでしょうから、新たに職員として迎える新入職員の方はその数だけ減っていくという、今までに比べて、そういうことに必然的になると思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○総務人事課長 現在、定数が593で、現在の職員数が約550人ぐらい。まだ、若干余裕があります。これから退職される方を含めて全職員にアンケートを取っておりまして、65歳以後、皆さん、どういう働き方をしたいのかというアンケートを取りまして、その中で、定年延長をしたいという職員が約4割、残りの6割については退職、もしくは再任用、あるいは会計年度任用職員などということで、定数に入ってくる定年延長者というのは、約4割ほどにとどまるというように今のところは見ております。ですので、半分ぐらいとしても、急激に職員が増えるということではありませんので、なおかつ、まだ職員定数にも余裕がありますので、採用についても、きちんと若い職員も採用しつつ、やっていきたいと考えております。

○柴田博委員 もう1点。22ページのところだったと思うのですけれども、60歳になって役職をやられていた方が60歳になって役職から下りるときに、特例によって、必要な場合には役職をそのまま続ける場合もあるという説明がありましたが、それは、行政というか市がそういう要請をするということなのでしょうか。また、その場合には手当等はどうか、その辺はどうでしょうか。

○総務人事課長 必要とあれば、こちらでお願いするような形になります。そのポストについては定めておりませんので、改めて条例で定めていくような形になります。給与は管理監督職で、そのまま給与は維持されることになります。7割減ではなくて、そのままの給与が維持されることになります。

○柴田博委員 例えば60歳を超えて、請われて、そのまま役職を続ける場合には、役職手当がつくだけではなくて、7割にもしないということですか。

○総務人事課長 はい。そのとおりです。7割にはしません。

○柴田博委員 そうすると、そのようにやっていただく方をどうやって決めるかという問題が出てくると思うのですけれども、その辺についてはどうですか。

○総務人事課長 今のところ、私どもはそういった想定はしておりません。基本的には、全員役職定年をしてい

ただくということにしておりますので、そういうケースがあるとすると、専門的な知識を持っていて、その人でなければどうしてもできないというようなケースが出てきた場合には可能性があるかもしれませんが、それ以外は基本的にはないと考えております。

○柴田博委員 もう1点。今回のこの制度改正については、ほかの自治体でも同様のことがあるわけですがけれども、国から標準的なそういうやり方みたいなものは来ていて、そのとおりにやっているのか、それとも、市で独自に考えてこういう制度にしたのか、その辺についてはどうですか。

○総務人事課長 基本的には、国にのっとっていただいております。

○副委員長 よろしいですか。

○柴田博委員 いいです。

○横沢英一委員 今の質問に関連するかもしれませんが、例えば60歳で管理職を辞めるわけです。そういうときに、これは当然、理解していかないといけないことだと思うのですが、その中で部下になるとか、そういうケースも当然出てくるわけです。そうすると、一番心配なのは、モチベーションが下がってしまうとか、いろいろそういう状況、今も感じているところもあると思うのですが、そういうようなことは、当然、個人の意識を変えていく必要があるということだと思います。こういうことを解消していくためには、人材育成という点から、具体的な教育とか、そういう研修みたいなものが必要な気がするのですが、そんなことは余計なことかどうかでしょうか。

○総務人事課長 横沢委員、おっしゃるとおりで、マインドチェンジというところが非常に大事になってきますので、そこは私どもも承知をしております。機会を設けて、しっかり研修をさせていただきまして、気持ちを変えていただいて、新たな気持ちでモチベーションが下がらないようにやっていただきたいということと、あと、そういった方たちを配置するに当たっては、決裁のラインに組み込むのではなく、ある程度、専門的なところを担っていただくということも大事なのかと。今までの経験なり知識をしっかり生かせるような、そういった職場をきちんと、そういったところで働いていただけるような、そういう環境をつくっていきたい。このように考えております。

○横沢英一委員 もう1点お願いします。定年延長によって、やはり人件費が増加すると思うのですが、大体、見込みで、予測で結構なのですが、どのぐらい増えるような想定をされているのでしょうか。

○副委員長 答弁を求めます。

○総務人事課長 今のところですが、考えられるのは、定年延長者が増えていきますので、当然、人件費がその分、正規職員の分は増えていきます。その分は逆に、正規職員というか定年延長者が増えていく分、会計年度任用職員が担っていた部分の仕事も担っていくなどして、その辺で、不要になる会計年度任用職員も出てくるかと思っておりますので、そこで少し調整をしつつ、10年間の中で、現在と10年後を比べて約8,000万円ぐらいは増えるのではないかと、今、シミュレーションをしているところであります。

○横沢英一委員 分かりました。

もう1点なのですが、先ほど、人事の定数に余裕があるということですから、そういうことはないと思うのですが、ここで延長されることによって人員が増えるということで、新規採用職員が制限されるようなことになっていってしまうと、将来的な年齢的なものも考えていかないといけないと思うのですが、そこら辺はどのよう

に考えておられますか。

○**総務人事課長** そちらにつきましては、平準化するような形で、毎年 15 人前後は採用できるような形で検討をさせていただいているところです。

○**副委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

○**篠原敏宏委員** 1つ、この条例の形ですけれども、この条例自体は新設条例ですか。

○**総務人事課長** これは改正の条例になります。

○**篠原敏宏委員** 今まで見たことのない形というか、条文の中で、それぞれ改正をしていくと。普通だと、代表的な条例、例えば定年条例を改正する、その附則でもって、各、他の関係する条例を改正ができたと思うのですが、そういうようにしないで、こうなっていると。そして、これは、表題が塩尻市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例と、少し微妙な表現で、これを見ると、改正条例ではなくて、新たに新設した条例というように思われるのですが、そこらはいかがですか。これは改正条例ですか。

○**総務人事課長** 詳細につきまして、係長から答弁をさせます。

○**行政係長** 本件の改正手法は、全て制度改正に伴い関連する条例の改正を並列でまとめている。それが条例等の一部改正ということになりまして、最後の、改正する等の条例、この等は廃止を含んでおりますので、このような記述方法となっております。

○**篠原敏宏委員** 今後、各条例、10 本の改正条例の中身が変わるときには、これはどの条例を変えることになるわけですか。

○**行政係長** 今回は、制度の導入に伴って、関連するもの全て一括して改正しておりますが、今後、個別に改正の必要が出てきた場合は、それぞれ単独の条例改正ということで提案していく予定です。

○**副委員長** よろしいですか。

○**篠原敏宏委員** 副市長にお伺いします。これは公務員の条例改正、人事院から、全国、大体一律、同じような制度でなっていくというように理解しますが、民間で、さっきの柴田委員の説明、ここで言うと 23 ページに、例外、非常に優秀だったり特殊な勤務だったり、そういう理由がある人はそうではないという規定がここにあります。

私も職員をずっとやってきましたけれども、それぞれ個性も含めて、違いがかなりあって、そして 60 歳に達したときに、自分の人生設計やら第 2 の人生をどのようにするかも含めて考える機会になって、そこでいろいろな人が出るわけです。そんな中で、市からすると、定数がどうであれ、この職員にはぜひ辞めてもらわなくて継続してもらいたいという、優秀かつやる気があって特殊な技能があれば、むしろ私は、積極的にそういう職員には残ってもらって、そして市のトータルの力を高めてもらう。そういうようにならないと、人生 100 年ではないけれど、こういうようになってきて、第 2、第 3 の人生の中では、そういう優秀な人、やる気のある人にはどんどん参加をしてもらって、公の場面でも活躍をしてもわらないともたないのではないのかと思うのです。

定年制を延長するということは、本来、そこにはないといけないのではないかと。60 歳から 65 歳の人たちの処遇をとにかく一回 7 割に落として年金までつなげられる、そういう機能を一番持っているわけですがけれども、それだけではもたなくて、優秀な人、必要な人には積極的に残ってもらおうというシグナルも必要ではないかと思えます。民間から来られて、必要な、会社に欠くべからざるという経営資源になる、そういう人だとすると、社長

の判断だとか取締役の判断で役員に残すという以外に、従業員を残す手だてを考えるのではないかと思いますので、そこら辺はいかがですか。一律に、原則、こうになってしまうというのは。

○副市長 ただいまの御質問について、私の私見も含めてですけれども、少しお答えさせていただきます。

定年延長ということの目的というのは、私は2つあると思っていて、1つは、社会保障制度を破綻させないという意味でも、これだけ健康寿命、寿命が延びている中で、働くという、そういう年齢を引き上げていくことの重要性ということとともに、委員おっしゃるように、非常に長期間にわたって培ったスキルというものを、ある一定のところで、すばっと切り捨てるということは、これは社会資本的にももったいないという、御指摘のとおりだと思います。

ですので、制度設計の中で、段階的に延長していくということは、私は必要なことだと思っておりますし、特別に認めた場合に1年、さらに3年というように、時限を段階的に切っているわけですけれども、この是非についてはいろいろな議論が分かれるところだろうと思います。というのは、限られた、先ほどの人員の枠の中で、これから担っていくべき若い方たちの登用、教育というものも両立させていかなければならないということもあります。これ無尽蔵に規模拡大ができるのであれば、優秀な方もきちんと留め置いていただいて、新しい方も入ってきていただくということなのですけれども、それには、どうしてもキャップが必要ということもありますので、そこら辺は、当市の場合でも、そういうキャパシティ等、勘案しながらやっていかなければいけませんし、当然、国の制度も、そういったことも加味しながら、今後の情勢というものを図っていくのではないかと考えております。

でも、委員、御指摘のように、優秀な方が可能な限り能力を発揮していただくステージをつくっていくということは、社会全体として大変大事なことではないかと、そういう認識は私も持っています。

○篠原敏宏委員 分かりました。この制度自体の趣旨は、本当に、経費や効率的な行政、あるいは若い人たちのモチベーションを含めて、必要な措置であると。65歳に延びれば、当然、人件費が伸びる。だけれども、それは無尽蔵に与えることができない。だから、こうやって規定がかかることはよく分かりますが、これからの運用の中で、原則、さっきはそういう人はいないというお話だったのですが、誰を任用するか、上へ上げていくかということも含めて難しいですが、優秀な人ややる気のある人が、塩尻市の行政、公務に欠くべからざるという判断をする人がむしろ増えて、そしてスキルを高めて、そして長く働く、住民に貢献すると、むしろ、そういう目線を理事者が持っていて、そういう職員がいたら、きちんと継続できるというところを見せたり、話をするというような、そういう努力をしていただきたいと思います。モチベーションが60歳になったら終わりという、これは制度ですから、基本、形が。みんながそうになってしまっただけで、そこでモチベーションが急に下ると、これは非常な損失だと思いますので、ぜひ要望にさせていただきますが、お願いしたいと思います。

○副委員長 ほかにありますか。

○中村努委員 現実的なことをお聞きしたいと思いますが、特に、公務員の世界で人事異動だとか配置転換だとか、そういったことは、ある程度パブリックに公表できる段階でないと外へ出してはいけないという義務があると思うのですが、自分が何歳で定年するかという情報をいつ公表できるのかという問題で、本会議でも、今、地域での人材というのが非常に求められていて、結構、定年される方があてにされる場合が多いと思うのですが、そういった場合に、どの時点なら、自分の意思を外に向かって公表できるのか、その辺、どうお考えでしょうか。

○副委員長 答弁を求めます。

○総務人事課長 これはあくまでも個人の意思になってしまうので、どの辺で公表するか、私どもから公表ということはできないと思いますので、御自身の中で退職するという意思を示していただくしかないというように思っております。

○中村努委員 そうすると、人事上、外に漏らしていけない情報ではないということですね。

○総務人事課長 御本人がということですか。それは、大丈夫だと思います。逆に言うと、そう言いながらも延長したいということも、もしかしたら出てくるかもしれませんので、それは、言っていただくのは別に構わないと思います。

○副委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

それでは、質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか

〔「なし」の声あり〕

○副委員長 ないので、採決を行います。議案第5号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副委員長 異議なしと認め、議案第5号塩尻市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

ここで、11時10分まで休憩をします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○副委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

議案第6号 塩尻市情報公開条例の一部を改正する条例

議案第7号 塩尻市個人情報の保護に関する法律施行条例

○副委員長 続きまして、議案第6号及び第7号の2件につきましては、内容が関連しておりますので、一括して審査をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○副委員長 それでは、議案第6号塩尻市情報公開条例の一部を改正する条例及び議案第7号塩尻市個人情報の保護に関する法律施行条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○総務人事課長 議案第6号塩尻市情報公開条例の一部を改正する条例と第7号塩尻市個人情報の保護に関する法律施行条例の2件を一括で説明させていただきます。

関連がありますので、まず初めに、議案第7号のほうから説明させていただきたいと思いますので、議案関係資料の83ページからお願いいたします。

1の提案理由につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により一部改正されます個人情報の保護に関する法律が、令和5年4月1日から施行されることに伴いまして、新たに条例を制定するものです。

今回の法改正の趣旨は、個人情報に関する3本の法律、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法律において全国的な共通ルールを規定するものです。

現在、地方公共団体の個人情報保護制度は、各自治体の条例に基づいて運用をされておりますけれども、個人情報の範囲や保護水準のレベル、手続などがばらばらであるといった課題があり、今回の法改正により、その解消が図られることとなります。法改正後は、地方公共団体の条例につきましては原則廃止または大幅な改正が必要となり、法律から委任された事項及び法の趣旨に反しない範囲で許容される事項のみを規定することとなりますので、本市では、現行の条例を廃止し、新たに法施行条例を制定するものです。

2の概要につきましては、条例個人情報ファイル簿、開示請求に係る手数料等に関する規定を定めるとともに、現行の塩尻市個人情報保護条例については廃止をするものです。

4の条例の施行につきましては、令和5年4月1日から施行するものです。

条例の内容につきましては、議案の冊子で説明をさせていただきたいと思っておりますので、議案の冊子を御覧ください。議案第7号塩尻市個人情報の保護に関する法律施行条例が出てまいりますので、その1ページからお願いいたします。

こちらでは、第3条におきまして、条例個人情報ファイル簿について規定をしております。改正法では、地方公共団体が保有する個人情報ファイルにつきまして、その存在を明らかにし、市民が個人情報の利用の実態を的確に認識できるよう、個人情報ファイルの概要を記載した帳簿として個人情報ファイル簿を作成、公表することが義務づけられております。ただし、この規定は1,000人以上の個人情報ファイルに適用されるため、1,000人未満の個人情報ファイルについては、ファイル簿の作成、公表義務はないということになります。一方、現行の塩尻市個人情報保護条例につきましては、個人情報ファイル簿と類似の制度として、人数に関わらず、個人情報取扱事務登録簿の作成を義務づけております。そのため、現行条例の水準を維持するために法の対象外となります1,000人未満の個人情報ファイルにつきましても、市独自の条例個人情報ファイル簿を作成、公表することを規定するものです。

記載事項は、第3条第1項の(1)から(10)のとおりでして、法の個人情報ファイル簿と同様の内容となっており、現行条例の個人情報取扱事務登録簿の内容も網羅したものとなっております。第2項では、例えば、登録された個人情報が極めて少数で個人が特定されるおそれがある場合など、著しい支障が生じるおそれがあるときはファイル簿作成の対象外とすること。2ページの第3項では、市職員の人事管理等、内部事務の情報はファイル簿作成の対象外とすること。第4項では、内容に変更があったときの修正。第5項では、取扱いをやめたときの削除について、それぞれ規定をしております。

第4条では、開示請求の手数料について定めておりますが、現行のとおり手数料は無料とし、写しの交付を受ける場合は、コピー代等の実費を負担いただくものです。

第5条第1項は、開示決定期限について、法と異なる特別な定めをするものです。法においては、開示請求が

あった日から30日以内に開示決定をすることとしておりますが、市民サービスの観点から、現行のとおり14日以内とするものです。第2項の延長期間につきましては、現行では、請求のあった日から60日まで延長できることとしておりますが、法の規定により、法定期限から30日、つまり請求があった日から14日プラス30日の44日まで延長が可能となります。

また、第6条では、著しく大量の請求等で、事務の遂行に著しい支障を来すおそれがある場合は、相当の期間延長ができることとし、例外的な事案への対応を規定しております。

条例の規定は以上となりますが、実際の運用については、法の規定や国のガイドラインに基づいて適切に実施していくものです。なお、本市では、これまでも法の改正に合わせて条例改正を行ってきておりますので、制度の水準や手続については、大きな変更はないものと考えております。

3ページになりますが、第3条の経過措置については、廃止前の塩尻市個人情報保護条例に基づく秘密保持義務について、条例の廃止後も継続するものとし、条例の廃止後の違反についても従前のおり罰則を適用する旨を定めたものなどです。

第4条の塩尻市情報公開個人情報保護審査会条例の一部改正につきましては、引用する条例の規定を法の規定に改めるものなどです。以上が、議案第7号の説明となります。

続きまして、議案第6号塩尻市情報公開条例の一部を改正する条例となります。こちらにつきましては、議案関係資料の75ページをお願いいたします。

1の提案理由につきましては、先ほどと同様、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、必要な改正をするものです。

2の概要につきましては、個人情報の保護に関する法律における不開示情報と整合を図るため、非公開情報に係る規定を改めるものです。

4の条例の施行につきましては、令和5年4月1日から施行するものです。

改正の内容につきましては、新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。76ページ、第2条の改正につきましては、用語の定義について個人情報保護法と整合を図るため、規定を整理するものです。

続きまして、77ページ、第8条については、法の規定と整合を図るため、第三者の情報が含まれる場合の意見聴取の規定に、独立行政法人及び地方独立行政法人を加えるものです。

78ページ以降につきましては、現行の第9条で、公開してはならない情報を2項目、第10条において、公開しないことができる情報を6項目定めているものを、法の規定と整合を図った上で、改正後の第9条の1つに統合するものです。改正後の第9条ですが、まず、見出し及び本文について、原則公開という制度の趣旨を反映し、規定ぶりを公開義務、公開しなければならないと改正しております。

(1)から(6)は非公開情報となりますが、(1)は個人情報が含まれる場合、(2)は、個人が判別できないように加工した情報を民間企業に提供する匿名加工情報に関する規定になります。匿名加工情報を入手しようとする場合、個人情報保護法にのっとり必要な手続を行い、手数料を負担しなければなりません。この情報公開制度を悪用して、個人情報保護法の手続によらず、安価に入手するといったことを未然に防ぐため、非公開とするものです。匿名加工情報は法の経過措置により、都道府県、政令市以外の市町村につきましては、当分の間、実施義務はありませんので、本市においても、当面取り扱う予定はありません。(3)は、法人、その他の団

体に関する情報であって、公開することにより、権利、利益等を害するおそれがあるものなどです。(4)は、国等との協議等に関する情報で、公開することにより意思決定の中立性が損なわれたり、混乱を生じさせたりするおそれがあるものです。(5)は、国等の事務に関する情報であって、公開することにより、アからキに掲げるような支障が生じるおそれがあるものとなっております。(6)は、法令等により非公開とされているものとなっております。いずれの改正も法に合わせて規定の整理を行うものであり、対象となる情報や非公開情報の範囲が変更となるものではありません。

82 ページの第 10 条以降につきましては、先ほどの現行の第 9 条、第 10 条を統合して、新たに第 9 条とした関係で条ずれが生じたものです。

説明は以上となります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○副委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○柴田博委員 法律が変わったことによって、今までの個人情報保護条例は廃止になるわけですが、ほかの自治体でもそうだと思うのですが、独自に定めていたことがあって、それがその法律の中になければ、その部分はなくなってしまうということだと思うのですが、塩尻市の場合には、そういうような項目というのは、先ほど説明いただいた条例個人情報ファイル簿のところ以外では何かあるわけですか。

○総務人事課長 詳細につきましては、係長から答弁させます。

○行政係長 これまで条例で定めていた規定が、法改正後、廃止される具体的な例としましては、要配慮個人情報の収集の制限が廃止されることとなります。これまでは、要配慮個人情報、不当な差別等につながるような情報については、原則集めてはいけません。ただし、法の規定がある場合とか審査会の意見を聞いた場合はオーケーという運用だったのですけれども、これが法律によりまして、そういった収集の制限は廃止されることとなります。適切に収集をして適切に保管する義務という形になります。

また、本人収集の原則についても廃止。これも本人収集以外であっても、適切な方法であれば収集してよいという形になります。それから、オンライン結合の廃止ですとか電算処理、パソコンでのデータ処理の原則制限、これらも法改正後は廃止になります。

○柴田博委員 もう 1 点。議案第 7 号の条例個人情報ファイル簿ですけれども、今まであったものを使ってこれに新しく作り直すということだと思うのですが、その数はどれくらいあるのですか。

○総務人事課長 現在、900 弱あります。

○柴田博委員 それは法律でいけば、1,000 人以内になるということですか。1,000 人以内で対象にならないけれどつくるという意味ですか。

○総務人事課長 1,000 人以上のものも含まれていますし、1,000 人未満のものも含まれていますので、それらを含めて、こちらで同じくらいのファイル簿を作成するということとなります。

○副委員長 よろしいですか。

○柴田博委員 いいです。

○横沢英一委員 この条例制定に当たりまして、たしか塩尻市の情報公開審査会とか個人情報審査会というのはあったと思うのですが、制定するときに、そういう組織で協議したかどうか、開示したかどうか。

それと、個人情報開示請求の年間の件数はどのくらいあるのか、その辺を教えてください。

○**総務人事課長** 審査会を今年の10月に開催して、その中で審議をしていただいているという経過があります。

件数は、情報公開につきましては令和3年度で36件、個人情報の開示につきましては6件、それぞれあります。

○**副委員長** よろしいですか。

○**横沢英一委員** はい。

○**副委員長** ほかにありますか。

それでは、質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**副委員長** 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**副委員長** ないので、採決を行います。議案第6号及び第7号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**副委員長** 異議なしと認め、議案第6号塩尻市情報公開条例の一部を改正する条例及び議案第7号塩尻市個人情報の保護に関する法律施行条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案審査は全て終了をいたしました。

なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告につきましては、正副委員長に御一任願いたい、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**副委員長** 異議なしと認め、そのようにいたします。

ここで、中村委員より発言を求められておりますので、発言を許します。

○**中村努委員** 先日の明政会の代表質問の中で、石井議員の関連質問で、九里巾交差点についての議論がありました。その中で、答弁として、地元高出の行政懇談会において、国道19号からの右折の禁止は継続してもらいたいという要望があって、市としては、国のほうには右折の禁止を継続してほしいということを要望として出している。また、公安委員会にも同様に、右折の禁止を継続していただきたいということを要望していくと考えている。こういう答弁だったのですが、これは事実として、それでよろしいですか。

○**副委員長** 中村委員からの発言については、本会議での答弁の確認という形でよろしいですか。

○**中村努委員** とりあえず、そうです。

○**副委員長** ここで、この案件につきまして、皆さんの意見をお聞きしたいと思います。この案件を委員会内において取り扱いますと、会議録に記録が残ります。しかし、当委員会に付託された案件は、先ほど、全ての審査が終了しましたので、一つとして、まずここで委員会を閉会すると。そして、引き続き、所管事務調査として質疑を行うという方法もできるということです。したがって、委員会内で取り扱うのか、それとも所管事務調査で取り扱うのかということについて、どちらの方法でこの案件を取り扱うのか、皆さんからの御意見を聞いてみたいと思います。

○**柴田博委員** 中村委員にお聞きしたいのですが、委員会でやるにせよ、終了してからやるにせよ、個人的にそれを確認するということでは駄目だということなのですか。

○中村努委員 本会議の答弁ですので、正しておきたいということです。

○柴田博委員 委員会の場で。

○中村努委員 委員会で。

○副委員長 ほかにありますか。

○柴田博委員 やるなら閉会したほうがいいと思います。

○副委員長 ほかに御意見はありますか。

それでは、ただいま一旦委員会を閉会するという形で、その後、所管事務調査として行ったほうがいいのかという御意見がありました。まず、その御意見でよろしいかどうか、お諮りします。よろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副委員長 それでは、全員の方の賛成を頂きましたので、ここで委員会を閉会して、引き続き、所管事務調査として質疑を行っていきたいと考えますので、よろしく願いいたします。

それでは、この案件は所管事務調査という形になりましたので、ここで最後に、理事者側から挨拶があればお願いしたいと思います。

理事者挨拶

○副市長 本日は、御提案申し上げました議案につきまして御審査を賜りまして、全ての議案に対しまして原案どおりお認めをいただきました。誠にありがとうございました。

○副委員長 ありがとうございました。以上をもちまして、12月定例会総務産業常任委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午前11時35分 閉会

令和4年12月14日（水）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務産業常任委員会副委員長 赤羽 誠治 印